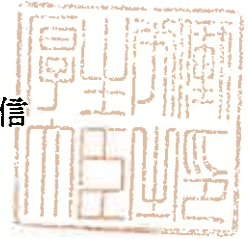


厚生労働省発健 0121 第 5 号
令和 2 年 1 月 21 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 5 号に基づき、「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求めます。

予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の追加

結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状に髄膜炎（BCGによるものに限る。）を追加し、報告すべき期間を予防接種との関連性が高いと医師が認める期間とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

厚 科 審 第 1 号
令和 2 年 1 月 2 2 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について(付議)

標記について、令和 2 年 2 月 21 日付け厚生労働省発健 0121 第 5 号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚 科 審 第 2 号
令和 2 年 1 月 24 日

予防接種・ワクチン分科会
副反応検討部会長
桃 井 眞 里 子 殿

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 宇

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和 2 年 1 月 21 日付け厚生労働省発健 0121 第 5 号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。